

令和 7 年 2 月 5 日

亀山市都市公園におけるキッチンカー（移動販売車）出店の出店許可について

都市整備課市街地整備グループ

（趣旨）

第 1 条 亀山市の都市公園（以下、公園という。）内において、キッチンカー（移動販売車）を活用した飲食物の販売を実施することにより、公園利用者の利便性及び快適性の向上を図ることを目的とする。

この要領は、運動施設で開催されるイベント時においての出店を対象とする。

※ 亀山市都市公園内における行為許可等に係る審査基準（令和 2 年 1 0 月 1 日）

第 5 条（1）物品の販売行為については、条例第 6 条第 1 項第 3 号の興行又は同項第 4 号の催しに付随して行われるものであること。

（対象公園）

第 2 条 販売を許可する公園は、運動施設がある「西野公園」とする。

（利用時間）

第 3 条 飲食販売による利用時間は、原則、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 利用時間は、準備、片付け、周辺の清掃を含めた時間とし、利用時間終了までに原状復旧を行うものとする。

（販売品目）

第 4 条 販売品目は、公園利用者（主に開催されるイベント参加者）の便益に寄与し、酒類を除く飲食物のうち、自動車を利用した飲食物の調理、処理及び販売を行う営業許可証に記載された営業範囲内であるものとする。

2 1 イベント当りの最大出店台数は、西野公園 3 台までとする。複数の出店の場合は、先着順に主要販売品目を受付けるものとし、以降の申請において、その重複はできないものとする。設置区画についても、同様に先着順とする。ただし、出店台数が 3 台未満の場合は、重複を認めるものとする。

※別紙 1

(設置規模)

第5条 1台当りの設置面積は、20㎡以内（車両以外に使用する面積を含む）とし、その面積内において、ゴミ箱、オーニング、のぼり旗、飲食スペース等を設置すること。

※別紙2

(使用料等)

第6条 出店者は使用料として、亀山市都市公園条例別表第2に定める「都市公園内において行為をする場合 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合」の1平方メートルにつき1日20円とする。

使用料：使用面積 20㎡×使用単価 20円/㎡ = 400円/日

2 使用料は、原則還付しないものとする。ただし、運動施設で開催されるイベントが中止になった理由によって、出店を見合わせる場合は、市長は、その使用料を全部還付する場合がある。

3 出店者の自己都合における出店の見合わせについて使用料の還付はしないが、感染症をはじめとした被害拡大の恐れがある場合など、市の判断により出店を中止する場合がある。この場合、使用料を全部還付する。

(申請資格)

第7条 飲食物の販売は、個人、法人を問わず申込み資格を有するものとし、次のとおりとする。

(1) キッチンカー出店の趣旨を理解し、目的に沿ったサービスを提供できる者。

(2) 第8条の申請書類を不備なく提出することができ、出店後の販売実績を含めた公園の利活用のためのアンケート等に協力できる者。

(3) 食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないことをはじめとする、各種法令に違反をしていない者。

(4) 暴力団等反社会的勢力でない者。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でない者。

(申請方法)

第8条 申請は、公園内行為許可申請書（亀山市都市公園条例第6条第1項第1号）により、提出するものとし、次に掲げるものを添付すること。なお、提出書類は返却しないも

のとする。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（販売品目に応じた営業許可証）
- (2) 亀山市火災予防条例に基づく届出の写し（火気器具等を使用する場合）
※出店許可決定後の提出（提出期限は、閉庁日を除く出店日の前日までとする。）
- (3) 出店車両の車検証の写し及び写真（車幅、全長等がわかるもの）
- (4) 完納証明書等の未納がないことの証明書（亀山市の入札参加資格を有する場合は除く）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（許可条件等）

第9条 その他営業に当たっての許可条件等は以下のとおりとする。

- (1) 出店許可後、その権利を他人に譲渡又は委託しないこと。
- (2) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。また、食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- (3) 許可は1つの申請につき、1箇所までとする。ただし、他に申請がない場合は、この限りではない。
- (4) 出店中止は、事前に連絡すること。使用料については、第6条のとおりとする。
- (5) 出店場所は、指定された場所のみとし、営業中は、店頭に許可証を必ず掲示すること。
- (6) 出店に際し、上水道をはじめとする設備を使用しないこと。（出店者により準備すること。）
- (7) 出店者は、必ず販売量に応じたゴミ箱をキッチンカーの見えやすい位置に設置し、排出されたゴミや汚水排水は持ち帰った上で、適切に処理すること。公園内での廃棄は厳禁とする。
- (8) 出店中に、BGM等の使用はしないこと。
- (9) 出店による事故やトラブルは、出店者において迅速に対応する。運動施設で開催されるイベント中止による出店者の損失について、市は一切補償しない。また、出店者においても、市に一切の補償請求は行わないこと。
- (10) 自己都合による出店の見合わせや、他の出店者への妨害行為、公園利用者からの苦情等があった場合は、次回からの出店を許可しないことがある。
- (11) 公園内の車両走行は、徐行しハザードランプを点灯するなど、安全を最優先にして移動するとともに、公園利用者の妨げにならないようにすること。
- (12) 出店に際し、公園施設を損傷又は汚損しないこと。何らかの損害が生じた場合は、出店者の負担で原状復旧を行うこと。
- (13) 出店終了後は、出店場所及びその周辺を清掃し、設置前と同じ状況に戻すこと。
- (14) その他不明な点については、市担当者と協議すること。

(報告書の提出)

第 10 条 市が今後の公園利用の参考にするため、出店後閉庁日を除く 7 日以内に、販売実績報告書を提出すること。なお、提出された実績については、公園の利活用のために公表することがある。

(その他)

第 11 条 運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改定・廃止する場合があります。

附則

この要項は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。